

三条市官民データ活用推進計画

平成 31 年 4 月

三条市

目次

1	現状及び課題	1
2	計画の目的	3
3	計画の位置付け.....	4
4	計画の推進体制.....	5
5	官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	6
6	官民データ活用の推進に係る個別施策	8
	(1) 手続における情報通信技術の利用等に係る取組（オンライン化原則） ...	8
	(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	10
	(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組.....	11
	(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）	15
	(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、 デジタル化、システム改革、BPR）	18
	(6) 地域における情報通信技術等の活用に係る取組.....	21
7	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保.....	25

1 現状及び課題

近年、ICT（情報通信技術）の発展やあらゆる情報のデジタルデータ化に伴い、ICT を利活用することによる事務・事業の高度化・スマート化が行政組織の重要な課題となってきた。一方で、AI、ロボット等の先端技術は、幅広い分野においてサービスの高度化に活用できるほか、新たな価値・サービスの創出による社会課題の解決が期待できるなど、データ活用による変革は、あらゆる社会生活、産業を劇的に発展させる可能性も秘めている。

国においては、平成 13 年の「e-Japan 戦略」を制定し、その後、「e-Japan 戦略Ⅱ」をはじめとする戦略の累次の見直しを行いながら、世界最先端の IT 国家を目指して各種政策が推進されてきた。平成 28 年 12 月には、国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」が公布・施行され、地方公共団体に対しては官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めている。

また、平成 29 年 5 月には「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定し、平成 30 年 6 月に「官民データ活用推進基本計画」を「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」として変更された基本計画では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、IT を活用した社会システムの抜本改革が掲げられている。

当市においては、平成元年から各業務の情報システム化が始まり、職員によりシステム運用や制度改正等のシステム構築・変更を行うことで、業務・情報システムに関する知識や技術を蓄積し、各種情報システムの導入・運用に当たってはそれらを活用してきた。

平成 15 年 8 月には、住民基本台帳カードの交付が開始されたが、当市では住基カードが電子自治体を構築する上で、唯一の安全・確実な公的認証基盤になり得ると考え、住民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、様々な独

自サービスを提供してきた。これは、平成 28 年 1 月のマイナンバーカードの交付開始後も継承し、積極的な利活用を推進している。

また、平成 21 年 10 月には、新潟県内の市町村による「新潟県市町村情報システム最適化研究会」を設置し、経費が高止まりする情報システムの最適化について研究等を行ってきた。その結果として、平成 27 年 1 月から稼働した住民情報系システムにおいて、県内 5 団体による共同利用を実現し、システム経費の圧縮と業務の標準化・効率化といった大きな効果が得られた。この成果は、他の情報システムにも波及し、財務会計、eLTAX・国税連携、ぴったりサービスなど、行政が扱うほぼ全てのシステムについて県内複数団体との共同調達・共同化を実現している。

他に、平成 16 年の甚大な水害の教訓を生かした、同報系防災行政無線システムやメール配信サービスなどの災害時における情報伝達手段の多様化の実現、農地等に設置したセンサーによる鳥獣の追払い及び猟友会等に情報を配信する鳥獣被害対策システムの構築などといった ICT の利活用に積極的に取り組んできた。

しかしながら、当市においても全国の多くの市町村と同じく少子・高齢化の進展が顕著となっており、それに伴う地域経済の低迷は地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。限られた資源の中で今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化等による更なる業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

2 計画の目的

本計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）」を受けて、当市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策及び市の施策並びに県の施策及び市の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上につなげ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化につなげるものとする。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、当市が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

3 計画の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条第 3 項に基づき、市の努力義務として策定する本市における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画とする。

限られた資源の中で効率的・効果的に地域・行政の情報化を推進していくためには、短期的・中長期的な視点に立った計画的・段階的な推進目標を定め、住民ニーズの高い施策や効果が大きく見込める施策を優先的に取り組んでいく必要がある。

したがって、本計画において推進目標を整理するとともに、各事業の検討や実施に当たっては、この目標に沿って推進していくものとする。

また、今後の社会経済動向や情報通信分野における進展を勘案し、必要に応じてスケジュールの見直しを図るものとする。

4 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、本計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、庁内横断的に協議等を行い、必要な各種取組への加速・推進を図るものとする。

また、担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を市の行政運営に反映していくことを検討するものとする。

5 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、6つの取組を主な柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革、パッケージシステム利用を前提とした業務の見直し（BPR）を推進する。あわせて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を推進する。

また、オープンデータ化による有効性の向上を図るため、県域等で統一されたオープンデータ化が実現するよう関係団体への働きかけを行う。

(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組

国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる（マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017（平成29年6月9日閣議決定）、未来投資戦略2017（同））。本市においては、行政サービスにおけるマイナンバーカードの利用を促進するための

具体的な施策を策定し、取り組むことで、住民の利便性向上及び行政の事務負担軽減に寄与する。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、パッケージシステム利用を前提としたクラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減を図るとともに、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。

また、各種データの標準化（地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様、文字情報基盤への準拠等）を図り、更なるクラウド化を推進するとともに、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決につなげる。

(6) 地域における情報通信技術等の活用に係る取組

AI、IoT、自動運転、5G など新たな情報通信技術や科学技術研究の成果、最新の知見等を活用することで、産業の生産性向上やインバウンド観光への対応、公共交通の維持・改善、住民の健康保持、子育て支援や未来を担う人材の育成等、様々な課題を解決し、地方創生につなげていく。

6 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

① マイナポータルを活用による各種申請のオンライン化の促進

当市では、平成 29 年 11 月にマイナポータルの「ぴったりサービス」による児童手当の現況届や保育所の入所申請等の電子申請受付を開始し、平成 30 年 4 月からは、職員採用試験の受験申込や健診等受診意向調査などの従来の電子申請手続をぴったりサービスに一元化することで、住民の利便性向上と情報システムの最適化を図ったところである。

今後は、介護保険に関する申請手続のオンライン化を早期に開始するとともに、他の申請手続についても積極的なオンライン化の検討を行い、電子申請の手続拡大と普及率向上を図るものとする。

また、ぴったりサービス及びそれに対応する行政から住民へ申請結果等を返信する「お知らせ機能」の利用率向上のため、国に対して機能の拡充・改善について働きかけを継続して行っていくこととする。

<KPI（評価指標）>

- ・ぴったりサービスの電子申請手続数

<スケジュール>

- ・令和元年度までに介護保険に関する申請手続の電子申請受付を開始し、ぴったりサービスの電子申請手続数 40 件を達成
- ・随時、マイナポータルを利用する中で各種機能の確認等を行い、機能の拡充や改善等の必要性を整理し、国への働きかけを実施

② 行政手続の棚卸

国が実施する棚卸の進捗や結果を踏まえつつ、ぴったりサービスの電子申請手続の拡充を図るものとする。

手続のオンライン化に当たっては、フロント部分のオンライン化にとどまらず、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」と連動し、情報システムの改革、制度や業務そのものの見直しを併せて実施することとする。

また、棚卸に基づくオンライン化原則に向けた業務の見直しに当たっては、マイナンバー制度による情報連携やマイナンバーカードの活用を前提に必要な取組を進めることとする。

<KPI>

- ・ オンライン化された手続数

<スケジュール>

- ・ 令和2年度までに国が示す「地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策」等を参考に、優先的に取り組むべき手続を整理するとともに、KPIの目標値を決定

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

① 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

当市では、市が保有する様々なデータのうち、公開可能なデータをオープンデータとしてホームページなどで積極的に公開してきた。今後も、地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット（オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考として取りまとめた、公開することが推奨されるデータセット及びフォーマット標準例）」等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を積極的に推進していくこととする。

また、当市のような地方の小規模団体単独でのオープンデータ化においては大きな有効性は期待できないため、県域等で統一されたオープンデータ化が実現するよう関係団体への働きかけを行うこととする。

<KPI>

- ・オープンデータの公開件数
- ・推奨データセットへの適合率

<スケジュール>

- ・令和元年度までに現在公開中の推奨データセット 13 件について必須項目の適合率 100%を達成
- ・令和 2 年度までにオープンデータの公開件数 30 件を達成

(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組

① マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上

当市では、マイナンバーカードを将来の ICT 社会における唯一の安全・確実な公的認証基盤になると考え、全国に先駆け、証明書コンビニ交付、総合窓口の申請受付、選挙・避難所の入場受付、図書の貸出、行政・教職員の出退勤管理など、様々な独自サービスを提供し、積極的な利活用を推進している。独自サービスの提供に当たっては、条例を制定し利用する「カードアプリケーション」による方式を選択し、独自サービスとマイナンバーカードの有効期限を同じくすることで、住民の更新手続きに係る負担軽減を図るとともに、対面による受付等ではパスワードを必要としないカードアプリケーションを利用するなどし、住民の利便性向上と行政事務の効率化を図っている。

また、マイナンバーカードの取得率向上の取組として、広報誌等による広報活動に加え、希望する自治会や団体等に職員が出向き、マイナンバー制度・マイナンバーカードの説明を行う「出張出前講座」、各庁舎の窓口や各種イベント等において、顔写真の撮影及びマイナンバーカードの申請を職員が代行する「申請代行サービス」を実施している。

今後は、これらの取得率向上の取組を継続して実施していくとともに、更なる住民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、新たな独自サービスの研究・検討を実施していくこととする。

<KPI>

- ・マイナンバーカードの取得率

<スケジュール>

- ・令和3年度までにマイナンバーカードの取得率 20%を達成

② 窓口業務に関する BPR の推進

当市では、平成 20 年 4 月に、住所異動等に伴う手続等を 1 か所で行うことができる「総合窓口」を設置し、毎年、住民の利便性向上を図るための見直しを継続して行っている。窓口では、当市が推進するマイナンバーカードを活用した「窓口支援サービス」により、各種証明書交付申請書の記載省略や手続に必要な届出書・申請書の記載簡略化を行うことができ、住民及び職員の負担軽減につながっている。

また、平成 28 年 7 月からの選挙では、期日前投票においてマイナンバーカードによる本人確認と入場受付を行うことで、宣誓書の記載を不要とし、手書きが困難な方にも優しい、待ち時間のない投票を行うことができ、会場の混雑緩和と滞在時間の削減につながっている。

他に、避難所の入退所受付における世帯員の一括受付や図書館における図書資料の貸出受付にもマイナンバーカードを活用し、双方の負担軽減を図っている。

今後も、マイナンバーカードの利活用の取組との連携を図り、各種窓口業務に関する BPR の推進を図っていくこととする。

<KPI>

- ・ 窓口滞在時間の削減
- ・ 業務見直しの件数

<スケジュール>

- ・ 令和 2 年度までにマイナンバーカードを活用した窓口業務見直しの検討結果等を整理し、後年の方針及び KPI の目標値を決定

③ マイナンバーカードの活用による行政・教職員の労務改善の促進

当市では、マイナンバーカードを活用した行政向けサービスとして「職員の出退勤管理」を実施しており、出退勤管理システムにより出退勤時刻

を記録・管理し、職員の労務管理や健康管理などに利用している。

平成 30 年度からは、教職員の働き方改革が社会課題になっていることを受け、小中学校の教職員においても同様にマイナンバーカードを活用した出退勤管理システムを導入し、休日や時間外の勤務状況の管理を開始したところである。しかし、行政職員のマイナンバーカードの取得率がほぼ 100%であるのに対し、教職員の取得率は 60%程度にとどまっており、市全体の労務管理等の効率化には至っていない状況にある。

このため、教職員の市内在住者には住民と同様に申請代行サービスを実施し、市外在住者には広報チラシを配付するなど、取得促進に向けた取組を行うこととする。

<KPI>

- ・教職員のマイナンバーカードの取得率

<スケジュール>

- ・令和元年度までに教職員のマイナンバーカードの取得率 80%を達成

④ マイナンバーカードの活用による健康・医療情報提供の推進

他の自治体において導入されているマイナンバーカードの活用による電子母子手帳の母子健康情報サービスは、当市ではマイナンバーカードの普及が進んでいないことなどから現時点では導入には至っていない状況である。

しかし、最適な健康管理・診療等を実現するために、健康・医療情報を官民で共有するサービスを推進する必要があることから、小中学校で利用する校務支援システムで管理する保健情報も連携し、スマートフォン等で管理する実証実験事業（実施団体：国立研究開発法人日本医療研究開発機構）への協力を行ったところである。

今後は、住民のニーズや実証実験事業の成果等の状況を見極めながら、健康・医療情報提供サービスの導入について検討を進めることとする。

<KPI>

- ・未設定

<スケジュール>

- ・令和2年度までに健康・医療情報提供サービス導入の検討結果等を整理し、後年の方針及びKPIの目標値等を決定

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

① 広域行政ネットワークの整備推進

当市では、高度で均一な行政サービスを実現することを目的として、平成 13 年度から順次、国の財政支援を受けながら、各庁舎、地区公民館及び学校等の公共施設を接続する広域行政ネットワークを整備してきた。

今後は、早い段階で整備を行ったネットワークが数年程度で耐用年数を順次迎えることから、新たな ICT 技術の活用や民営化等も含めた検討を行っていくこととする。

<KPI>

- ・未設定

<スケジュール>

- ・令和 3 年度までに広域行政ネットワーク更新の検討結果等を整理し、後年の方針及び KPI の目標値等を決定

② 地域情報基盤の安定的な提供に係る見直し

山間部の過疎地域では採算制等の問題により民間事業者による光ファイバー網の自主整備が見込まれないため、市が光ファイバー網を整備し電気通信事業者との IRU 契約により管理、運営を委託している。

しかしながら、維持管理に係る経費が財政を圧迫している状況から、民営化等も含めた検討を行っていくこととする。

<KPI>

- ・未設定

<スケジュール>

- ・令和 3 年度までに他団体の状況も踏まえ、地域情報基盤の民営化等の検討結果等を整理し、後年の方針及び KPI の目標値等を決定

③ 災害時における情報伝達手段の多様化の促進

当市では、平成 16 年の甚大な水害の教訓を活かし、従来の報道機関への周知や車載スピーカーでの広報活動といった方法に加え、同報系防災行政無線システム、メール配信サービス、コミュニティ FM 緊急割込放送等、多様な情報伝達手段の整備を実施してきた。

今後は、高齢者等に対する新たな情報伝達手段として、固定電話等への音声情報配信サービスの導入を行うものとする。

<KPI>

- ・情報伝達手段の整備数

<スケジュール>

- ・令和元年度までに固定電話等への音声情報配信サービス導入を実施

④ 防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進

災害発生時の情報伝達や被災者のニーズに応じた情報収集等の手段確保のため、防災拠点（学校等の避難所・避難場所等）や被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における Wi-Fi 環境の整備の検討を行うとともに、地域 BWA（地域広帯域移動無線アクセス）の利用や災害時以外の利活用等の検討を行うこととする。

<KPI>

- ・Wi-Fi 環境の整備数

<スケジュール>

- ・令和 2 年度までに Wi-Fi 環境の整備及び利活用の検討結果等を整理し、後年の方針及び KPI の目標値を決定

⑤ IoTに関する学習環境づくりの推進

当市では、平成 29 年度に全国に先駆けて、小中学校の個人情報管理する校務支援システムとインターネット環境の分離、県と市町村が協力してインターネット環境の強化を行う自治体情報セキュリティクラウドの利用など、学校においても高度なセキュリティ強靱化策を実施している。

今後は、令和 2 年度からの小学校におけるプログラミング教育の必修化等に向け、学校におけるタブレットの導入、Wi-Fi 環境の整備及びこれに関するセキュリティ対策等の検討を行うこととする。

また、学校でのプログラミング教育を通じて IoT への興味関心を高めた児童生徒が、教育課程外において発展的・継続的に学ぶことができるように、企業や地域人材（学生、PTA、シニア等）、学校（パソコン教室）等のリソースを活用した学習機会の提供や地域における高度人材育成の確保の検討を行うこととする。

<KPI>

- ・各種リソースの活用数

<スケジュール>

- ・令和 2 年度までに教育課程内外における学習環境の整備の検討結果等を整理し、後年の方針及び KPI の目標値を決定

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

① 各種情報システムにおけるクラウド導入の促進

持続可能な行政サービスを実現するために、経常的な行政コストの一層の削減が必要であると考え、住民情報系システムの県内5団体による共同化を実現した。コスト削減に加え、業務の標準化・効率化や新たな住民サービスも実現し、共同化をやらない理由はないことを実感した。この成果は、他の情報システムにも波及し、財務会計、eLTAX・国税連携、校務支援、ぴったりサービスなど、行政が扱うほぼ全てのシステムについて県内複数団体との共同調達・共同化を実現している。

今後、各共同システムの更新時期を踏まえながら、更なる規模拡大を図るため、県内他団体に共同化参加への呼びかけを行っていくこととする。

<KPI>

- ・共同化した情報システムの数
- ・共同システムへの参加団体数

<スケジュール>

- ・随時、更新を迎える情報システムや新たに導入する情報システムの規模拡大や新たな共同化等の取組を推進

② 情報システム、保有データ及び文字情報基盤の標準化の促進

過去の共同化の実績により、クラウド化をより円滑に実現する手法として、中間標準レイアウト仕様の活用や地域情報プラットフォーム準拠のパッケージシステムの導入の有効性を確認できたため、今後も情報システムの導入・更新等においてはこれらを継続して推進していくこととする。

また、文字情報基盤の標準化については、システム間連携や全国的な官民データ連携において有効かつ重要であるため、マイナンバー制度対応に

よる戸籍業務の文字情報基盤の整備予定に合わせ、他の住民情報系業務システム等の文字情報基盤の整備について検討していくとともに、戸籍業務と同様の国主導による整備について要望していくこととする。

<KPI>

- ・各種仕様書やガイド類等の活用数

<スケジュール>

- ・随時、更新を迎える情報システムや新たに導入する情報システムの調達等に各種仕様書やガイド類等を活用

③ RPA 等を活用した行政事務に関する BPR の推進

当市では、平成 17 年度に経営改革本部会議を設置し、毎年、ICT の利活用を含めた業務改善に取り組み、一定の成果を上げている。

平成 29 年度には、デスクワークをパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用について研究を行ったが、導入・利用コストが高額であり、当市の規模では費用対効果が見出せない状況であった。

しかし、RPA の普及によりコストが安価になったことから、改めて導入に向け検討を行っていくこととする。

<KPI>

- ・ RPA 利用事務の件数
- ・ 事務の削減時間

<スケジュール>

- ・ 令和元年度までに効果が見込める業務の棚卸を行い、試行運用を実施
- ・ 令和 2 年度までに試行運用の結果等を整理し、費用対効果等の検証を行い、本格運用の方針及び KPI の目標値を決定

④ 災害時等の情報共有における情報システムの活用の促進

災害時の道路や建物等の被災状況について、スマートフォンを活用して位置情報付写真やレポート情報を現場でメール送信することで、統合型 GIS（地理情報システム）に自動反映し、関係部署間での情報共有を可能とする「災害情報等投稿システム」を運用している。

また、平時においては、道路・公共物の破損や粗大ごみの不法投棄等のパトロールに活用するなどし、業務の効率化を図りながら、災害時での利用に備えている。

現在は、行政が保有する限られた台数のスマートフォンによる運用であるが、職員個人が所有するスマートフォンの利用に対する理解を求め、災害時等における迅速な情報共有を図るとともに、システムが有効活用されるよう研修等を行っていくこととする。

<KPI>

- ・災害等情報の投稿数

<スケジュール>

- ・毎年、統合型 GIS の活用を含めた投稿システムの研修等を実施し、情報投稿数の前年度比 1.1 倍を達成

(6) 地域における情報通信技術等の活用に係る取組

① 災害時等におけるロボット技術等の活用の推進

災害発生時の人が立ち入ることが困難な現場等においては、上空からのライブ映像等を配信できるドローンの活用が期待されているため、民間事業者の協力を得ながら、被災地の状況確認を可能とする仕組みを構築し、有効性等の検証を行うこととする。

また、各種イベントでの利用や観光 PR 映像の撮影等、平時における有用性の検討を行っていくこととする。

<KPI>

- ・ロボット技術等の活用数

<スケジュール>

- ・令和元年度までにドローンを導入し、ロボット技術等の活用数 1 件を達成
- ・令和 2 年度までに平時におけるドローンの活用の検討結果等を整理し、後年の方針及び KPI の目標値を決定

② GPS を活用した情報システムによる位置情報等の見える化

当市では、GPS の活用による除雪状況（除雪車の現在位置や稼動軌跡）や毎日の降雪状況をスマートフォン等で確認できる「除雪情報提供システム」を構築・運用している。

これにより、職員が除雪状況を取りまとめるアナログの作業を大幅に軽減するとともに、住民等に対して最新の除雪状況をホームページで発信することにより、大雪時の自動車運転の不安解消に努めている。

今後は、年間を通じたシステムの有効活用を図るため、スクールバス運行状況の管理等への活用の検討を行っていくこととする。

<KPI>

- ・見える化された業務の数

<スケジュール>

- ・令和2年度までに年間を通したシステムの有効活用の検討結果等を整理し、後年の方針及びKPIの目標値を決定

③ 情報通信技術を活用した地域医療やケア体制の強化

要介護者等の住民を中心に、市内の医療機関・薬局・介護サービス事業所等が、医療と介護の正確な情報をタブレット等の活用により迅速に共有し、訪問看護師を調整役とした24時間365日の緊急時対応体制を構築すること及び医療と介護の連携を図ることを目的に「三条ひめさゆりネット」を運用している。

また、登録対象者を訪問看護利用者以外に拡大し、支援者間の連携を更に拡大している。

今後は、消防署や救急病院等との情報共有によるネットワークの拡大と救急搬送時における医療機関との連携等についての調整・検討を行っていくこととする。

<KPI>

- ・三条ひめさゆりネットの利用機関数

<スケジュール>

- ・令和2年度までにネットワークの拡大及び救急搬送時の連携等の検討結果等を整理し、後年の方針及びKPIの目標値を決定

④ 次世代通信技術等を活用した伝統技術の保存と継承

当市の強みである鍛冶技術は、鍛造、鋳造、プレス加工、熱処理、研削、

研磨など、高度で広範なものづくり技術の集積地へ発展した源泉となっている。世界的に見ても刃物を一貫生産できる鍛冶職人は極めてまれな中で、当市では 10 品目に及ぶ伝統的工芸品が製造されている。ICT 技術の活用を通して、我が国が誇る鍛冶職人の技術を保存・継承するとともに、世界に向けて情報発信することで職人技能に対する尊敬の念を高め、製品の価格決定力の確保を通じた地域経済の活性化につなげていく必要がある。

これを実現する有効な手段として、「超高速・多数接続・超低遅延」である次世代通信技術 5G の活用を含めて研究を行っていくこととする。

<KPI>

- ・未設定

<スケジュール>

- ・令和 2 年度までに伝統技術の保存・継承における次世代通信技術の活用の検討結果等を整理し、後年の方針及び KPI の目標値等を決定

⑤ ICT に関する利用者のリテラシー向上の推進

防災、医療・介護・健康、農業、工業、商業等の様々な分野において、情報システムの利活用が進み、使用する通信やその利用手法等が多様化・高度化している。このため、利用者が安全・確実に ICT を利活用できるように、利用目的や通信環境等を考慮した上でリテラシーの向上を図っていく必要がある。

今後は、ホームページや広報紙等を利用した ICT 利活用のための情報発信を適宜行うとともに、リテラシー向上のための各種研修会を定期的に実施していくこととする。

<KPI>

- ・研修会等の実施回数

<スケジュール>

- ・令和2年度までに現行実施回数の1.5倍を達成

7 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「三条市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「三条市個人情報保護条例（平成 17 年三条市条例第 11 号）」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めるものとする。